

名称等 **公共施設のブロック塀の緊急点検結果  
(小中学校、市立高校を除く。)及び今後の対応方針について**

担当 **危機管理課  
直通 055-934-4803 内線 2551**

## 1 内容

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震で、ブロック塀の倒壊による死亡事故が発生したことを受け、小中学校、市立高校以外の市有施設のブロック塀の緊急点検を実施した結果及び今後の対策方針について、報告します。

高さや控え壁について、建築基準法上の基準を満たしていない箇所が23箇所ありました。

このため、人的被害の発生を未然に防止するため、危険性排除の観点から、下記方針に則り、早急な対応を図ります。

## 2 点検結果

### (1) 調査期間

平成30年6月20日(水)～6月25日(月)

### (2) 調査方法

公共施設敷地内のブロック塀の状態について、市職員による目視点検

### (3) 調査結果

建築基準法上の基準に不適合 20施設 23箇所

## 3 今後の対応方針(小中学校、市立高校の不適合箇所14箇所を含む。)

- ・ 原則として、建築基準法施行令の基準に適合しないブロック塀は、すべて撤去する。
- ・ そのうち、学校施設や、道路に面した箇所、敷地内においても市民等が通行する箇所については、至急対応する。

また、隣地との境界にある場合、隣地所有者と協議の上、対応を図る。

- ・ ただし、防犯上、施設管理上などの理由により塀が必要な場合は、建築基準法施行令の基準に適合する補強や改善、代替となるフェンス等の設置を検討する。